

1 答 申 第 2 号
令和元年5月13日

久留米市長 大 久 保 勉 様

久留米市情報公開・個人情報保護審議会
会長 武 藤 知 之

答 申 書

平成31年4月12日付け31健推第68号による諮問事項について、下記のとおり答申する。

記

1 諮問事項

久留米市が集団健（検）診を実施するに当たり、健（検）診予約者情報及び受診者の過去の検診結果情報を健（検）診委託事業者に提供するためのオンライン結合等を行うことについて、公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無(条例第10条第1項第2号)について

【健康福祉部保健所健康推進課】

2 審議会の意見

久留米市が集団健（検）診を実施するに当たり、健（検）診予約者情報及び受診者の過去の検診結果情報を健（検）診委託事業者に提供するためのオンライン結合等を行うことについては、公益上の必要性があり、個人の権利利益を侵害するおそれはないと判断する。

ただし、提供する個人情報の内容が非常にセンシティブであることから、提供に当たっては、十分なセキュリティ対策を行い、個人情報の安全性の確保に努めることを付言する。